

宮城県園芸作物原種苗等配布要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、園芸作物の産地育成と生産性の向上を図ることを目的に行う宮城県農業・園芸総合研究所（以下「研究所」という。）において生産した優良な園芸作物の原種苗等（以下「原種苗」という。）の配布に関し必要な事項を定める。

(原種苗の定義等)

第2 この要綱で定める原種苗とは、増殖に供する種子及び苗等並びに収穫物生産に供する種子及び苗等をいう。

- 2 配布の対象となる園芸作物及び品種は知事が決定する。
- 3 知事は前項の規定による決定をしたときは、県内に広く知らせる。

(配布先)

第3 原種苗の配布を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公益社団法人みやぎ農業振興公社
- (2) 知事が認める農業関係団体等
- (3) 知事が認める宮城県内の生産者団体等

ただし、(3)にあつては、(1)及び(2)において取扱いのない原種苗又は(1)及び(2)から供給を受けることができない原種苗を販売する団体等、あるいは(1)及び(2)で取扱いのある原種苗の場合には宮城県内の営利栽培農家以外への販売に限定する団体等に限る。

(配布価格)

第4 配布する原種苗は有償とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による原種苗の価格は、知事がその都度定める。

(配布申請)

第5 原種苗の配布を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、園芸作物原種苗等配布申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び園芸作物原種苗等使用計画書（様式第2号）（以下「使用計画書」という。）を宮城県農業・園芸総合研究所長（以下「研究所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 研究所長は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出を申請者に求めることができる。
- 3 研究所長は、申請者から申請書及び使用計画書等の提出を受けた場合、その旨を知事に報告する。

(配布決定等の通知)

第6 研究所長は、第5第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、配布の可否を決定する。

- 2 研究所長は、配布を決定したときには、園芸作物原種苗等配布通知書（様式第3号）（以下「決定通知書」という。）を申請者に交付するとともに、その旨を知事に報告する。
- 3 研究所長は、前項の規定による決定に当たっては、次の条件を付すことができる。
 - (1) 配布を受けた原種苗は、種苗増殖及び収穫物生産以外の目的には使用しないこと。
 - (2) 配布を受けた原種苗は、増殖に供するものとし、県外に移出してはならない。
 - (3) 配布を受けた原種苗及び当該種苗から増殖した種苗等は、有償無償を問わず第三者への譲渡を認めない。
 - (4) 配布を受けた原種苗は、病虫害の汚染防止等適正な管理に努めること。
 - (5) 配布決定後の申請者の都合による申請書の取下げは原則として認めない。
 - (6) 配布を受けた原種苗の使用計画書に変更が生じた場合は、速やかに協議すること。
 - (7) 配布を受けた原種苗及び当該種苗から増殖した種苗等より得られた生産物については毎年1回、4月1日から翌年3月31日までの販売実績等を研究所長宛てに報告すること。
- 4 研究所長は、配布しない決定をした場合には、園芸作物原種苗等非配布決定通知書（様式第4号）（以下「非配布通知書」という。）を申請者に交付するとともに、その旨を知事に報告する。

(納入通知書の交付)

第7 研究所長は、第6第2項の通知と併せて納入通知書を作成し、申請者に交付する。

(代金の納入)

第8 決定通知書を受けた者は、原種苗の配布を受ける前に、第7の納入通知書により、代金を納入しなければならない。

(配布決定原種苗の引渡し)

第9 研究所長は、代金の納入があったことを確認した後、速やかに配布決定された原種苗を決定通知書の交付を受けた者に配布する。

2 研究所長は、原種苗の配布を受けた者から受領報告書(様式第5号)の提出を受けるとともに、その旨を知事に報告する。

(配布決定の取消し)

第10 研究所長は、決定通知書を受けた者が、研究所長の定める日まで代金を納入しないとき、又は正当な理由なく原種苗の引渡しを受けないときは、配布の決定を取り消すことができる。

2 研究所長は、配布決定の取消しを行った場合、その旨を知事に報告する。

(種苗生産指導)

第11 研究所長は、原種苗の配布を受けた者に対し、種苗の安定供給に関する必要な指導を行う。

(その他)

第12 その他、この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成7年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

年度園芸作物原種苗等配布申請書

年 月 日

宮城県農業・園芸総合研究所長 殿

(申請者名)

住 所

氏 名

電話番号

このことについて、下記により配布を受けたいので、宮城県園芸作物原種苗等配布要綱第5の規定により申請します。

記

園芸作物名	品 種 名	数 量	配布希望時期	備 考
計				

様式第2号

年度園芸作物原種苗等使用計画書

年 月 日

宮城県農業・園芸総合研究所長 殿

(申請者名)

住 所

氏 名

電話番号

このことについて、下記により使用したいので、宮城県園芸作物原種苗等配布要綱第5の規定により提出します。

記

園芸作物名	品種名	配布希望数量	作付面積	増殖率	備 考
計					

様式第3号

年度園芸作物原種苗等配布決定通知書

年 月 日

申請者 殿

宮城県農業・園芸総合研究所長

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

園芸作物名	品種名	数量	配布時期	備考
計				

様式第4号

年度園芸作物原種苗等非配布通知書

年 月 日

申請者 殿

宮城県農業・園芸総合研究所長

年 月 日付けで申請のありました原種苗等の配布については、下記の理由により配布しないことと決定しましたので通知します。

記

配布しない理由

様式第5号

年度園芸作物原種苗等受領報告書

年 月 日

宮城県農業・園芸総合研究所長 殿

(申請者名)

住 所

氏 名

電話番号

このことについて、下記にとおり受領しましたので、宮城県園芸作物原種苗等配布要綱第9の規定により報告します。

記

園芸作物名	品 種 名	数 量	備 考
計			